

男女共同参画に関する苦情等に係る事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月県条例第45号）第17条に規定する苦情その他の意見（以下「苦情等」という。）の申出に適切に対応するために必要な事項を定める。

第2 申出の対象

苦情等の申出の対象は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関するものとする。

第3 申出の窓口

苦情等の申出の窓口は、子育て推進部若者支援・男女共同参画課（以下「若者支援・男女共同参画課」という。）とする。

第4 申出の方法

苦情等の申出は、原則として、次に掲げる事項を記載した書面（ファクシミリや電子メールによるものを含む。）の提出により行うものとする。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所（団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 苦情等に関する県の施策
- (3) 苦情等の内容

第5 申出への対応

苦情等の申出を受け付けた場合は、次の各号により迅速に処理するものとする。

- (1) 若者支援・男女共同参画課は、受け付けた苦情等の申出を当該苦情等の申出に関する施策を担当する課と協議のうえ処理するものとする。
- (2) 若者支援・男女共同参画課は、特に重要な事案で苦情等の申出の処理を行ううえで山形県男女共同参画審議会の意見を聴く必要があると認められる場合は、速やかに意見聴取の手続きをとるものとする。

第6 他の申出制度との関係

山形県男女共同参画推進条例に基づく申出以外の苦情等の申出の内容に第2に掲げる事項を含んでいる場合は、当該申出に係る事務を所管する課は、次の手続きを取るものとする。

- (1) 申出書の写しをすみやかに若者支援・男女共同参画課に送付するものとする。
- (2) 申出書の写しの送付を受けた若者支援・男女共同参画課が、第5の(2)に定める手続きを取ることにした場合、申出の処理に当たっては、若者支援・男女共同参画課と協議するものとする。
- (3) 文書により回答をした場合は、その写しを若者支援・男女共同参画課に送付するものとする。

男女共同参画の推進に関する施策等への苦情等申出書

年 月 日

(申出先)
山形県知事

様

(申出者)
氏名
住所
電話番号

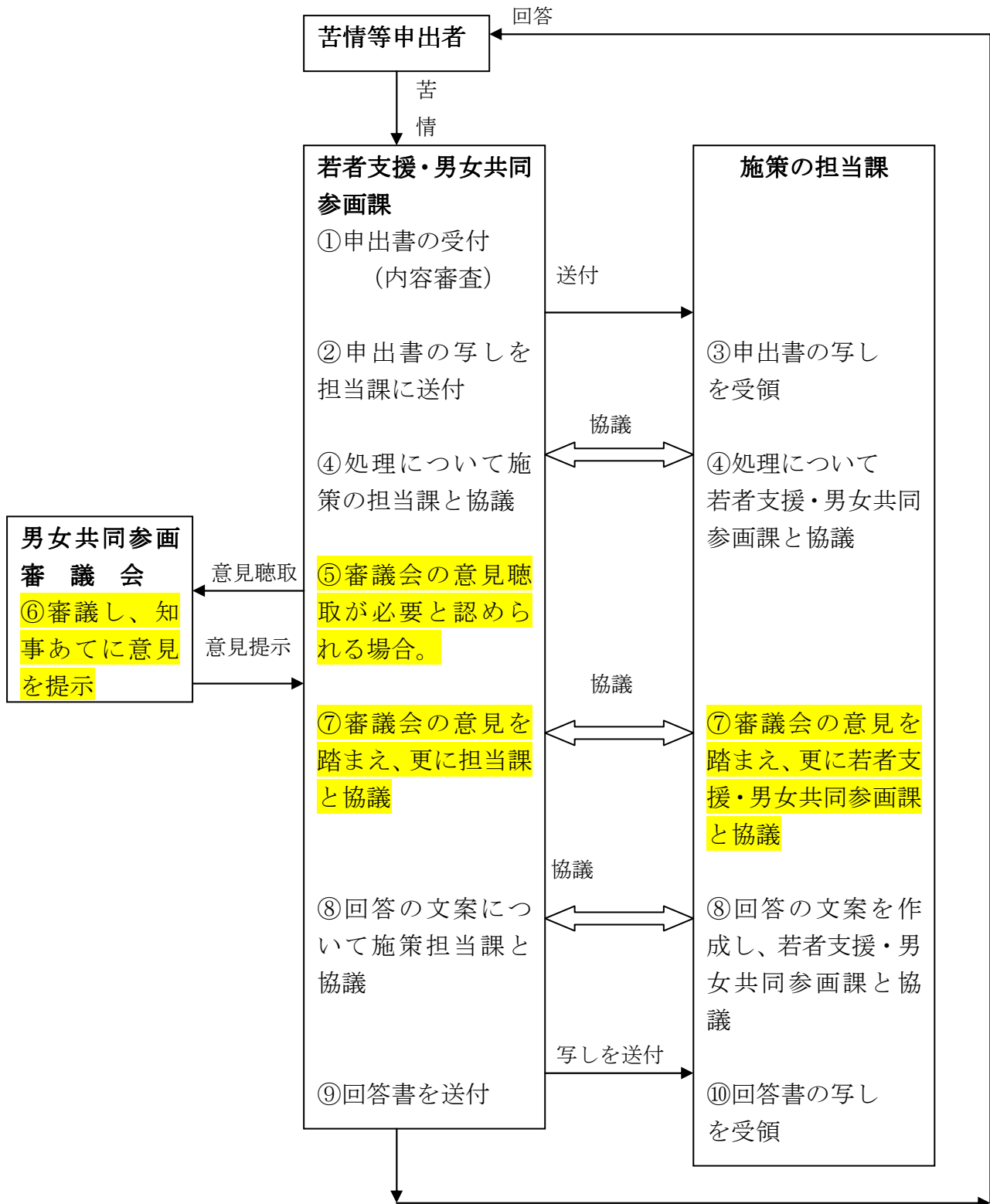
山形県男女共同参画推進条例第 17 条により、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、次のとおり苦情・意見の申出をします。

苦情等に関する
県の施策

苦情等の内容

(処 理 シ ス テ ム 図)

○ケース 1 ～男女共同参画審議会の意見聴取が必要と認められる場合



○ケース 2 ～男女共同参画審議会の意見聴取が必要と認められない場合

* ケース 1 の図の網掛けになっている⑤⑥⑦の部分を除いたものとする。